



政務活動報告書

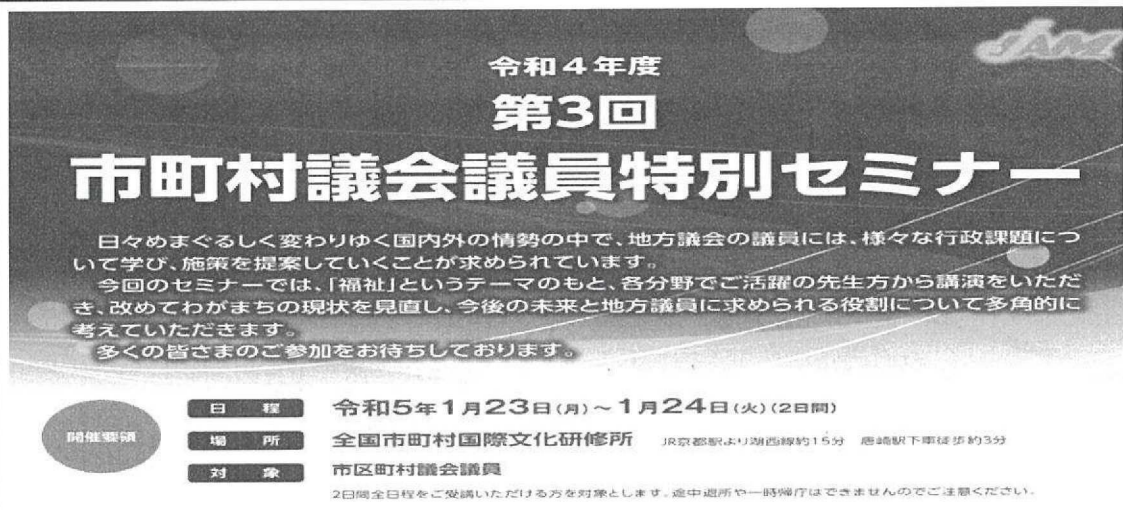
令和5年1月30日

[会派名：無会派]

代表者氏名	幸松 孝太郎 	記録者氏名	幸松 孝太郎 
研修者氏名	幸松 孝太郎		
研修日	令和5年1月23日(月)～24日(火)		
研修先	滋賀県大津市唐崎町 全国市町村国際文化研修所におけるオンライン研修		
目的	今回の研修は、「福祉」というテーマで、その分野で活躍中の先生方から、改めてわがまちの現状を見直し、大切なことについて多角的に考えることが目的である。		

研修概要

(1) 開催要領



**令和4年度
第3回
市町村議会議員特別セミナー**

日々めまぐるしく変わりゆく国内外の情勢の中で、地方議会の議員には、様々な行政課題について学び、施策を提案していくことが求められています。
今回のセミナーでは、「福祉」というテーマのもと、各分野でご活躍の先生方から講演をいただき、改めてわがまちの現状を見直し、今後の未来と地方議員に求められる役割について多角的に考えていただきます。
多くの皆さまのご参加をお待ちしております。

開催要領

日程 令和5年1月23日(月)～1月24日(火)(2日間)
場所 全国市町村国際文化研修所 JR京都駅より湖西線約15分 唐崎駅下車徒歩約3分
対象 市区町村議会議員
2日間全日程をご受講いただける方を対象とします。途中退席や一時離席はできませんのでご注意ください。

来所による受講 150人 オンラインによる受講 50人

(2) 講義の所感 (今講演資料は、複製や一般公開は禁じる研修のため、添付なし。)

1. 「一人一人の個性を尊重する「あおいけあ流」の介護の世界」

株式会社あおいけあ 代表取締役 加藤 忠相 氏

講師紹介：東北福祉大学社会福祉学部社会教育学科卒業。大学卒業後に横浜の特別養護老人ホームに就職。3年後退職し、2001年に株式会社あおいけあを設立。「グループホーム結」「デイサービスいどぼた」「おたがいさん」「おとなりさん」を営業。2012年11月「かながわ福祉サービス大賞～福祉の未来を拓く先進事例発表会～」において大賞受賞。NHK「おはよう日本」「あさいチ」「時論公論」「プロフェッショナル仕事の流儀」等テレビ番組、各種新聞、雑誌等で多数特集、映画のモデル事業所にもなっている。「日経ビジネス」～次代を創る100人2017～に選出。

①. 取組内容について

あおいけあは、湘南藤沢地域で小規模多機能型居宅介護「おたがいさん」などの介護事業所を運営している。「小規模多機能型居宅介護」は、簡単にいえば「通って利用するデイサービス」「ヘルパーさんが訪問してくれる訪問介護サービス」「短期間の宿泊利用ができるショートステイ」などの機能を併せ持った「多機能」な一体型サービスのこと。

各サービスが一体的に提供されているので、非常にスムーズな連携と柔軟な対応が可能。また、このサービスが特徴的なのは、利用回数に関わらず月額のコストが一定だという点。

②. 「あおいけあ流」の介護の世界は何がすごいのか

小規模多機能型居宅介護サービスを提供するあおいけあは、藤沢地域は勿論のこと全国的にも非常に注目される存在で、その理由は、主に次のような点にある。

- ・利用されている個人に合わせた自立支援のサポートを実現
- ・地域の方の出入りが頻繁にある、開かれた交流の場となっている
- ・高齢者が「地域の負担」ではなく「地域の力」となって活躍
- ・高齢者自身も地域に出ていき地域づくりに貢献
- ・何より、高齢者が主体的な活動を行い自立心、尊厳が守られている
- ・結果として、高齢者自身の介護度が維持・改善されている

このように、あおいけあの取組は介護事業所を利用されている方に過ごしやすい空間を提供しているだけでなく、近隣地域の方々や行政負担軽減の面でも大きく影響を及ぼしている。また、それが好循環のサイクルとして実に上手く機能している。

③. どうして上記②のような介護の世界が実現できたのか

まず1つは、敷地を取り囲む壁を物理的な意味で取り払ったことが大きい。事業所がある敷地は、住宅地と国道に挟まれたエリアの中、壁を取り払うことで、今まで大きく迂回して街道に出ていた住宅地の子供やサラリーマンがショートカットとして敷地内を通るようになったことがポイントである。さらに、敷地内に汲み取り式の井戸や池を設置したことや、事業所にはウッドデッキを構え、建物の周辺を歩いて屋根まで登ることの出来る探検心をくすぐる設計となっている。そして敷地内は遊び場スペースとしていつも子供たちで溢れかえっており、ウッドデッキでは若いカップルが腰掛け、話に花を咲かせている。また、天気の良い日には住宅地の家族がレジャーシートを広げて楽しんでいる。さらに、事業所の入り口の脇には漫画棚があり、かつ駄菓子屋もある。子供たちは、朝の待ち合わせ時に漫画を読んで友達を待ち、帰りには駄菓子屋でお菓子を買い、中に上がって高齢者の方々と会話を交わすことは日常なことだそうであるが、この様子を動画で見ることができたことが印象深く感じた。

2つには、事業所の2階を地域に貸し出していること。そこは地元のお母さんたちの集まりとしても利用され、高齢者による子供への習字教室にもなっている。高齢者、子供たち、そしてお母さんたちの中には自然に交流が生まれ、子育てなどについて多世代での情報交換や相談が日常的に行われている。

3つには、利用されている方々に相談する、助けてもらうことにより、地域との強い結びつきを感じることができたこと。しかし、何故こんなことが可能になったのか。その理由の一つに、介護サービスの提供スタンスがあった。例えばお鍋を一緒に作る際に「一緒に料理しましょう」というような呼びかけはしなくて、「こんにゃくは切ったほうがいいのか、手打ちのほうがいいのか」と相談をする。そうするとしまいには、「男が台所に立つもんじ

やない」と職員を押しつけて包丁を持ち調理を始める。ほかにも、あおいけあでは利用されている方が車のタイヤ交換をしてくれるし、木々の剪定もしてくれる。前述の駄菓子屋も、商品の選定から戸棚の配置まで高齢の番頭さんがすべて取り仕切ってくれる。「もしかすると、認知症の方に鉋を持たせるのは危険だと思われるかもしれません。」と加藤氏は熱っぽく語りかけ、「ただ、ちょっと待つてほしい。鉋なんて、使ったことのない若者にを持たせるほうがはるかに危険。包丁だって、料理をしたことが殆どないような人よりも長年台所に立ってきたの方が上手に、早く、安全に扱える。認知症であっても、中々消えないのは手続き記憶。長年の習慣の中で体が覚えている」ここで剪定をやってくれている方は、実際に庭師だった方。駄菓子屋も、まさに駄菓子屋経営をしていた方が行っている。タイヤ交換も同様。

4つには、事業所の敷地内に留まらなく、地域でボランティア活動をしていること。サービスを利用されている方々は地域の清掃活動などにも参加しており、「地域の清掃活動を手伝ってください」とお願いすると、「しょうがないねえ」などといいながらも主体的に敷地外の活動に参加してくれる。「花は施設で植えればレクリエーションで、地域へ出て例えば公園で埋めれば、それだけでこれはボランティア活動になる」と加藤講師は語る。公園で花を植える中で、そこに来ていた親子から高齢者が「ご苦労様です」と声をかけられるといったことが起きている。広がる地域との交流、主体性の発揮。「そしてこのとき、お年寄りたちは被介護者から地域資源になる。」

終わりに、参加者へ次のように問いかけた。「介護保険の目的とは何だと思えますか？」すぐに思い浮かぶのは食事や入浴、排泄の介助・・・或いは見守りや健康管理、感染症や転倒予防かもしれません。「介護保険法の第二条第二項で、保険給付の目的は、要介護状態等の『軽減または悪化の防止』、つまり自立支援なんですよ」と。保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。「措置（老人福祉法）時代は、療養上のお世話が目的でした。それが2000年、介護保険法が出来て目的は自立支援になった。更に2003年には尊厳を支えることが掲げられ、2010年から地域包括ケアへと流れが移ってきているにも拘らず、未だに療養上のお世話に留まっている事業者が非常に多い！」と、さらに、「ケアにおいて最高の状態は、回復を目指すというもの。ただしそれが難しいこともある。その場合でも、保険法の目的から考えても現在の機能を保つように努めることが重要。それも難しいという場合、最後まで寄り添うことがケアする人にできることです。皆さんは、自分で出来ることや出来るようになることをさせずに療養上のお世話をして、どんどん状態が悪化していく、そういった害を与えることがしたいのか？」できない部分をただ埋めてあげるのがケアではない。自立支援を促していくのがケアする人の役割だ。

「「～さんに」というものは業務で、フロアで出来ること。

「～さんと」というものは自立支援で、施設単位で進めること。

「～さんが」というものは社会参加で、これこそが真の自立で・・・！」

そのためには地域に出て行かなければならない、そしてそれは、地域包括ケアという流れとも一致していると・・・。

こうした取組みの中で具体的な成果も出てきている。

17人の利用者のうち、1年間で要介護度が改善した人は5人。

最も改善されたケースでは、3段階も要介護度が下がっている方もおり、他の12名の中にも、当然に要介護度が上がった人はいない。

④. この講演の感想

小規模多機能型居宅介護は、2006年4月の介護保険制度改正により、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度者ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように、新たなサービス体系として地域密着型サービスが創設された。内容は、中重度の要介護者となっても、在宅での生活が継続できるように支援する、小規模な居住系サービスの施設である。デイサービスを中心に訪問介護やショートステイを組み合わせ、在宅での生活の支援や、機能訓練を行うサービスである。

小規模多機能型居宅介護は、1つの事業者と契約するだけで、「通い（デイサービス）」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問（訪問介護）」や「泊まり（ショートステイ）」のサービスを、組み合わせて利用できます。中重度となっても在宅での生活が継続できるように支援するもの。

このサービスが創設される前では、「通い」「訪問」「泊まり」などの介護サービスをそれぞれ別の施設で受けていた。そのため、それぞれの場面で利用者に対応するスタッフが異なり、馴染みの関係やケアの連続性が保たれないなどの問題があった。特に認知症高齢者の場合、記憶や認知機能の障害のために、自分のいる場所がわからなくなったり、周囲の環境の変化に対応ができなくなったりなど、不安や混乱を招き、症状の悪化を引き起こす場合もあった。小規模多機能型居宅介護を提供する施設は、地域に根ざした小規模の施設であるため、「通い」「訪問」「泊まり」等のサービスを、同じスタッフが提供するので、連続性のあるケア、安心感が得られることがメリットである。

名張市においても市内25カ所の施設が運営しており、24時間365日、在宅での生活が継続できるよう支援するため、利用者と職員のなじみの関係を持ちながら要介護・要支援認定者の状況や希望に応じ、通い・訪問・泊まりを組み合わせるサービスを提供している。当市ではさらに訪問看護を組み合わせる看護小規模多機能型居宅介護の整備も推進している。これらのサービスでは、利用者の生活自体が、自宅にあることで地域住民と交流を持ち続けることができ、心身の機能回復が期待されているし、今回の講演でもあるように地域住民と継続的な交流の機会が確保できる場所にこれらの施設の整備を進めている。

今回の研修では、利用者があおいけあ流の施設の中で、個々人に合わせた自立支援のサポートを受け、地域の方の出入りが頻繁にある、開かれた交流の場となっている施設で、「地域の負担」ではなく「地域の力」となって活躍している様子を学ぶことができた。そして、利用者自身も地域に出ていき地域づくりに貢献することで、主体的な活動を行い自立心、尊厳が守られていることにより、結果として、利用者自身の介護度が維持・改善されていることは、当市においても利用者の自立支援の必要性に示唆を与えてくれた。

最後に、加藤講師の「地域を巻き込むと、個々の問題が助け合いで解決できる」、そして「小規模多機能型居宅介護は365日。いつでも人がいるところだからこそ、いざというときに逃げ込める場所になれることが大切である。そのためには、すべての機能・活動が目的に沿ってリンクしていること」のことばが心に残った素晴らしい講演であった。

2. 「ヤングケアラー支援の課題と支援のあり方」

一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事／日本女子大学名誉教授 堀越 栄子 氏

講師紹介：1974年以降、日本女子大学で教育研究に携わる一方で地元（埼玉県）の市民活動に参加し、2000年前夜からは「NPO支援のNPO」の設立に加わり、市民自治を進める活動を行っている。2010年には、「ケアラーを社会で支えるしくみを作ろう」と、日本ケアラー連盟を設立し、代表理事の1人となる。設立以降、全国2万世帯のケアラー実態調査、自治体でのヤングケアラー調査等を行い、日本の多様なケアラーの現状を把握し、ケアラーを社会的に支援する必要性や支援策、法制化・条例化について社会に発信し、国や自治体に提言を行っている。埼玉県ケアラー支援条例、さいたま市ケアラー支援条例の制定にも積極的にに関わり、現在は「埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議」の委員を務めている。

①. そもそもケアラーとは、どんな人か。

介護者のこと。ケアを必要とする家族や親族、知人、顔見知りの人などに対して無償で、介護、看護、日常生活上の世話などを行う人をケアラーという。わが国では、18歳未満のケアラーを「ヤングケアラー」と呼んでいる。

ヤングケアラーが、どのようにケアをしているのかは、日本ケアラー連盟が作成された資料を参考にいただければと思う。

ヤングケアラーの定義や対象年齢は国によって、さまざま。日本ケアラー連盟は児童福祉法になぞらえて18歳未満をヤングケアラー、18歳からおおむね30歳代までを若者ケアラーと呼んでいる。

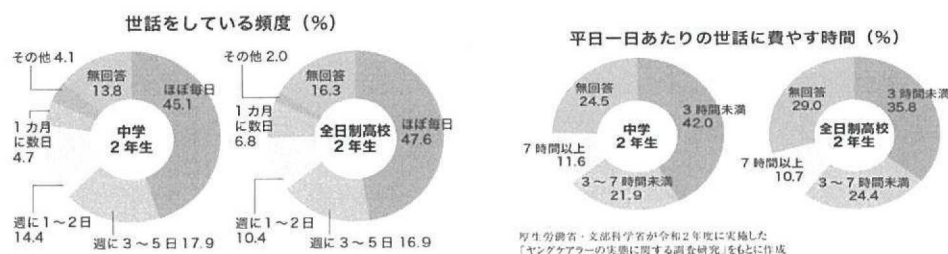
②. 家族の世話をしているヤングケアラーの割合は、どのぐらいか。

令和2（2020）年度に厚生労働省・文部科学省が中学2年生と全日制高校2年生を対象に行った調査では、中学2年生は全体の5.7パーセント（約17人に1人）、全日制高校2年生は4.1パーセント（約24人に1人）。おおよそ1クラスに1人か2人は、家族のケアをしていることになる。この割合は、定時制高校生、通信制高校生になると約1割で、さらに高くなる。

ケアの内容は、食事の準備や掃除、洗濯などの家事が多く、他にもきょうだいを保育所に送迎したり、祖父母の外出の付き添い・見守りをしたりと、多岐にわたっている。

ケアの頻度は、ほぼ毎日が最も高く、平日一日の平均時間は中学2年生が4時間、全日制高校2年生が3.8時間。一日7時間以上を費やしているヤングケアラーもいる。

また、ヤングケアラーの多くは幼い頃からケアをしているため、自分が家族のケアをしている自覚がなく、「こうした生活が当たり前」だと受け止めていることも分かってきている。



③. ヤングケアラーはどのような悩みを抱えているのか。

小学生、中学生、高校生で若干異なるが「勉強する時間がない」「自分のことを考える時間がない」「寝不足になる」などが多い。

一方、先生方は「遅刻や欠席」「宿題をしない」「部活ができない」といった学校生活への影響や、衛生面・栄養面などを懸念している。

さらに、たくさんのヤングケアラーが孤独やストレスを感じている。埼玉県が令和2(2020)年に高校2年生を対象に行った「ヤングケアラー実態調査」では、「ケアについて話せる人がいなくて、孤独を感じる」人が19.1パーセント、「ストレスを感じている」人が17.4パーセントいた。

一般の方には、子供が家族の世話をするのは、ごく普通のことだと思われる人がいるかもしれませんが、ケアをしていることで社会的に孤立し、心や体に深刻な影響を与えている可能性もある。

ヤングケアラーの中には、コミュニケーションを取るのが難しい認知症や精神疾患のある家族等をサポートしている人もいる。こうしたケースでは、自分が相手に全部合わせて、笑わせたり、愚痴を聞いたり、励ましたりするので、自分を主張することができなくなり、人格形成にも大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

高校生活は、大学進学のと時期とも重なり、ケアのために学業を犠牲にする人も多く、進路にも関わることになり、また、人間関係をつくる大切な時期に友人と遊べなかったり、勉強しなければいけない時に学ぶことができなったりする。子供によるケアは、子供時代に子供らしく過ごせないばかりか、将来にまで影響する大きな問題である。ケアをしていない子供と、人生を豊かにする機会が同じでないのは不公平だなと感じている。

本来であれば青春を謳歌する時期に、大人が担うようなケアの責任を一人で背負い、しかも誰にも相談できずに一人で耐えている姿を想像すると胸が締め付けられる思いになった。

全てのケアラーが個人として尊重される社会をつくらなければならない。

④. ケアラーの特徴を踏まえた支援が必要

1. 介護は家族がするものとケアラーもまわりも思いこんでいるので、問題を抱え込み、助けてと言わない(言えない)。
2. 心身の健康を損ない、客観的にみると支援が必要であるが、日常生活となり本人がそれに気づいていないか、後回しになる。
3. 困りごとが整理できない場合も多く、誰に何を相談していいかわからず、被介護者とともに孤立している。
4. 今後の暮らしや人生に見通しがもてない。
5. ケアラーの自覚がない、気づいていない。

⑤. おわりに、講師より

“各種相談窓口、また、医療機関・保健・福祉・介護・教育等に関わる 専門職の皆さま、そして地域でさまざまな助け合い活動をしている皆さま方は、ケアラーと出会う可能性が高く、また、すでに出会って支援をしている場合も多くあると思われます。ケアラー支援の必要性および支援の目的(目指すところ)を理解し、関係者で共有し、ケアラー当事者とともに、地域の独自性を生かしながら、具体的に、全ての世代のケアラー支援を進めて行きましょう。”

3. 先進的な名張市のケアラーの取組みについて

①. 名張市ケアラー支援に推進に関する条例

当市では、2021年6月にケアラー条例案を市議会6月定例会に提案し、全会一致で可決した。通学や仕事をしながら家族の介護や世話をする子ども「ヤングケアラー」の支援を盛り込んだ条例を制定した。子どもが教育を受ける機会の確保や、市などの責務の明確化を定めるヤングケアラー支援条例の制定は埼玉県、北海道栗山町に続く全国3例目となった。

条例ではヤングケアラーを18歳未満の子どものとして、「高齢や障害、病気などで援助が必要な家族や友人ら身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活の世話や援助を提供する者」と定義する。

基本理念では、ケアラーが個人として尊重されるために、市と市民、事業者、関係機関が責務・役割を果たし、連携して支援することを定める。また、市の子どもの条例の趣旨に沿って、「教育の機会を確保し、健やかな成長が図られるようにしなければならない」としている。

市の責務では、福祉や医療、教育など支援に関わる分野間の連携を重視する。学校などに対しては、「日常的にヤングケアラーに関わる可能性がある」との認識を求める。関わる際には、本人の意向を尊重しつつ、教育の状況や生活環境を確認。支援の必要性があるかどうかを把握し、相談に応じたり、支援に結びつけたりする。

さらに、市は支援に携わる人材を育てる研修や施策を実施する。2020年度に市が県の委託で行ったリンクワーカー研修の裾野を広げた形を想定。経済的な困窮やひきこもりなど、ヤングケアラーらが置かれた状況に関わる問題に気づき、支援につなげる人材を育成する。

ちなみに2020年8月、市内のヤングケアラーの実態を調査し、少なくとも小中高生28人が家族の介護や世話をしていることが判明した。その後、ヘルパーの利用などの支援につなげたという。市や市教育委員会は調査などを踏まえ、問題を可視化し、ケアラーを支援する地域ネットワークを充実させることを目指している。

②. 広報なばり (2021年7月25日号)

下記のような市民への啓発記事が掲載されている。

「ヤングケアラー」

家族の介護や身の回りの世話を担う人を「ケアラー」といい、特に18歳未満の「ケアラー」のことを「ヤングケアラー」といいます。いま、介護や世話の負担が大きく、心身の発達、人間関係、勉強などに影響を受ける「ヤングケアラー」の存在が社会問題化しています。まずは、「ヤングケアラー」の実態を知ってください。

医療福祉総務課 03-63-7579

「ヤングケアラー」は、あなたの周りにもいませんか？

年輩や親戚の都合に合わせない重い責任や負担を負って、家族の介護や世話をしており、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子どもの該当者があります。

障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

家族に代わり、おむつ交換などの世話をしている

障害や病気のあるきょうだいの世話をしている

目を離せない家族の見守りや声かけなどの要請を受けている

障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

家事を支えるために勉強を休めて、障害や病気のある家族を助けている

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している

がん・難病・精神疾患など慢性の病気の家族の看病をしている

障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている

学業への影響は16%と高く、不登校などにつながる場合も考えられます。また、希望する進学・就職ができないことや友人関係が希薄になるなど、社会的孤立につながることも懸念されています。

地域全体で「ケアラー」を支援します

名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク

地域のネットワークを充実させて、みんなで支える仕組み

- まちの保健室や相談支援包括推進員(エリアディレクター)、学校などが連携・協働する「名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク」を活用しながら、「ヤングケアラー」を名張市「ケアラー」の支援に取り組みます。
- 支援に携わったりつなぐたりする人材「リンクワーカー」や有償ボランティアの養成に取り組みなど、様々な人や団体・機関がつながることで「ヤングケアラー」を含め、誰一人取り残さず、必要な支援につなげていきます。

市の「高齢」「障害」「児童」「教育」「生活」保護、関係団体・機関などと連携・協働して、一人ひとりに応じた支援を行っています。

名張市地域福祉教育総合支援ネットワーク

地域のネットワークを構成する保健室やスクールカウンセラー、エリアディレクターなどが「リンクワーカー」として「ケアラー」への支援をコーディネートします

「困りごと」として認識されたい...

- 家族などの世話をしているが、そのことで相談したことが「ない」とした中学生は67%、そのうち4人に3人が「誰かに相談するほどではない」と回答しています。
- ヤングケアラー自身が「困りごと」を認識していないことも多いため、地域や学校など、さまざまなところで、「困りごと」に気づき、支援に結び付けていく必要があります。

信頼関係を築き寄り添う伴走型支援

社会的リスクを抱えていたり、地域とのつながりが少なかったりするなど、孤立しがちな人に寄り添いながら、医療関係者を構築し、本人のつながりづくりを支援します。

社会全体で支援するため「ケアラー支援条例」を制定

市では「ヤングケアラー」を含めた「ケアラー」を支援するため、6月に「名張市ケアラー支援の推進に関する条例」を制定。家族や身近な人の世話や介護を担う「ケアラー」を個人として尊重することを基本理念とし、地域社会全体で支援することが目的で、条例化した自治体は、名張市が全国で3例目となります。

名張市では令和2・3年度にリンクワーカー養成研修(開校)を実施

③. この講演の感想

ヤングケアラーは若者になり大人になっていくことから、全世代のケアラーを対象とした包括的なケアラー支援条例・政策が必要である。その中に、ヤングケアラーの特性やニーズに即した支援について位置付けて、切れ目のない支援を提供できる体制の構築が基本である。ヤングケアラー支援は、子どもと家族への包括的支援の観点からすすめてこそ効果がある。ケアラー（ヤングケアラー含む）が抱えている困難は、既存の福祉政策（要介護者支援サービスの導入、上乘せ）のみではカバーできないという認識が必要である。

ヤングケアラーの早期発見・対応に向けた取組みと今後の課題については、

(1) 「ヤングケアラー」の理解促進・認知度の向上への取組みが必要

- 2018年度調査において、要対協におけるヤングケアラーという概念自体の認知度がまだまだ低いことが明らかになっているが、一般的な認知度はより低いと推察される。
- 一方、要対協の登録ケースとしても上がってこない、また経済的に何とか自立している場合で生活保護のケースワーカーの関わりもないケースなどは、支援が必要な状況にも関わらず、そのこと自体を認識されていない場合もあることから、様々な人や機関が入り口となり、支援の対象であるべき子どもに気づける環境が必要であること。
- ヤングケアラーに係る関係機関における認知度はもちろん、子どもの貧困対策などにおいて地域の人が地域づくりとして子どもの支援を行っているケースも増えてきており、そのような居場所や活動の中からも、ヤングケアラーである子どもの情報があがってくる可能性があること。
- ヤングケアラーへの支援においては、様々な配慮が必要であり、ヤングケアラーや子どもへの支援に関する知識が必要であること。
- そのような早期把握・適切な支援が行える環境をつくっていくためには、ヤングケアラーという言葉の認知度向上と、ヤングケアラーに対する正しい理解が進むよう、ヤングケアラーに関する普及啓発等の取組みを進めていくことが必要であること。

(2) 最後に

1つは、「ケアラー」「ヤングケアラー」という言葉はよく聞かれるものの詳細はあまり知られていない。心や身体に不調のある家族などを無償でケアする人をケアラーといい、家族やケアを要する人がいる場合に大人が担うようなケア責任を引き受け家事や家族の世話などを行う18歳未満の子どもをヤングケアラーということが、実態調査などでまだまだ市民に認識されていないことがよく理解できた。

講演では実際の当事者たちの語りも交えながら、その実態と取り巻く課題をつぶさに紹介いただいた。そして、家族のことは家族でという通念が根強い社会ではケアラーは孤立しやすい。とりわけ周りの理解を得られず相談もできず自身を見失いがちなヤングケアラーへの支援は喫緊の課題である。堀越講師は“ケアラー支援は人生支援。かわいそうな介護者ではなく、ひとりの人間、ひとりの子どもとして認識し支援してほしい”と力説したことばが印象深い。

ひとりの信頼される大人として、関心をもち気づいてあげること。組織として、困っている家族がいれば孤立させない環境整備を行うこと。国や地方自治体に対しケアラー対策の早期実現を求めていくこと。少子化が進む現代において、家族だけではなく社会全体の問題として取り組む必要性を強く感じた。

一般国民調査では、認知度の高さが具体的な行動や相談しやすい環境づくりを考える姿勢に結びつきやすいことが分かった。そのため、子どもがいる女性の認知度のさらなる向上を図るとともに、子どもがいる男性や若年層の認知度の底上げをすることが求められる。また、周囲の気づきを適切に支援につなげていくために、活用しやすい支援制度と相談体制の整備が求められるなど有意義な話を多く聞くことができた。今後の議会活動に反映していきたい。以上